

社会福祉法人白井市社会福祉協議会
令和5年度 事業報告—(案)—

I 事業総括

法人運営部門

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症（以下「同感染症」）が収束し、5月からは第5類に位置付けられることとなり、ようやく従来の落ち着きを取り戻した年でした。こうした中、白井市第2次地域福祉計画（行政計画）との整合性を図るため、第4次白井市地域福祉活動計画【白井いきいきプラン】（以下「第4次計画改訂版」）を策定し、令和7年度までを計画期間としてスタートして2年目を迎えました。基本理念の「地域のみんなの支えあいで誰もがその人らしくいきいきと安心して暮らせるまち 白井」へ向けた取り組みを、関係機関等と連携しながら実施していく方向性を確立し継続しました。**職員体制としては、白井市から派遣の事務局長が帰任したことにより、当会プロパー職員のみでの法人経営となりました。**

財政面では、同感染症は収束しましたが赤い羽根共同募金・社協会費ともに対面による自治会への依頼が出来ない等の理由から、減少傾向は続いています。しかし、自治連合会総会において、自治会長等に事前のあいさつが出来たこともあり、協力が途絶えていた自治会の再開がある等、社協活動に対する理解の深まりを感じる面も出ています。また、**赤い羽根共同募金では、児童・生徒の協力を得ての街頭募金活動、イベント会場における募金活動を再開し、募金額全体としては、令和4年度を上回る実績が出ています。**寄付金については、チャリティーバザーによる収益および大口寄付の増加により、令和4年度と同程度の実績となりました。赤い羽根共同募金・社協会費については、組織強化部会等による検討を行っているものの、決定打を見いだせずにいる現状ですが、継続的な検討を続けてまいります。

住民啓発のための白井市社会福祉大会については、なし坊（大）ホールを会場として第37回大会を開催し、前回大会を上回る多くの市民にご来場いただきました。

地域福祉推進部門

地域福祉推進部門では、令和4年度に引き続き、**保健福祉センター全館を利用して、ふるさとまつり第2会場としてチャリティーバザーを実施しました。当日は多くの住民にご来場いただくことができました。**

また、「フードサポートマッチング事業」を継続的に実施し、ひとり親世帯を中心として83世帯延べ721件に、食料品や生活用品の無料配布を実施しました。

今後も、継続的に新たな形の住民支援について調査研究を行い、具体的実施に向けて検討してまいります。

地区社協活動については、「地区社協部会」・「地域福祉連絡会議」を定期的開催し、コロナ収束後の活動について共有しました。活動再開後の連携強化を図ると共に、活動面・財政面において継続的に地区社協活動を支援しました。

在宅福祉サービスにおいては、対面での活動を再開しましたが、まごころサービス事業及び外出支援サービス事業等の利用数はコロナ前に比べて微増、横ばいの状況が続いています。外出支援サービス事業については、事業終了の案内が通知されたことによる影響もあるものと認識しています。

従来から取り組んでいる災害ボランティアセンターの体制整備については、災害発生時の円滑な立ち上げと運営が行えるよう、**関係機関・団体と連携を強化し、継続的に訓練を実施することで大規模災害に備えています。令和5年度は座学による、災害ボランティアセンターの立ち上げと運営について研修を行いました。**

個別生活支援部門

心配ごと相談事業においては、住民からの意見や要望をもとに、専門相談員の体制整備を図るとともに、相談員の研修会を再開しています。

日常生活自立支援事業、成年後見事業においては利用者も増加傾向にあり、ニーズに対応する体制整備を継続的に進めています。

生活福祉資金貸付事業では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、政府の施策である**コロナ特例貸付事業が4年目となり、令和5年1月からコロナ特例貸付金の償還(債権回収)が開始されました。様々な課題を抱える借受人や生活困窮者に対して、適切な支援が行えるよう、十分な支援等の体制を整備することを目的に、人件費を含めた貸付事業への委託金が増額されることとなりました。これを利用し、期限付きの体制整備ではあるものの、2名の職員を増員して事業の拡充を行いました。**

指定管理施設部門

市の指定管理者として運営している老人福祉センター・青少年女性センターも同感染症収束後の利用について、段階的に緩和してきた制限を、通常運営に戻した1年でした。老人福祉センターでは、**入浴施設(風呂)の利用制限緩和に伴い、利用者から喜びの声が寄せられました。コロナ禍以前に近い施設運営を行いましたが、コロナ禍の影響は大きく、コロナ前の利用数にはいまだ及んでいない状況となっています。**令和5年度は、前年に入浴施設において事故が発生したこともあり、全職員が常に再発防止を念頭に置き、緊急時に万全を期すよう一層の緊張感をもって業務にあたりました。

自主事業として開催している講座・研修会等については、従来の感染対策を怠ることなく、再開するに至っており、新規講座も含めて多くの講座・研修会等を予定どおり実施することができました。

また、令和5年度は、就労継続支援B型事業所みのりを含めた指定管理者としての、再指定を受けての3年目となり、令和3年度以来、みのりが館内清掃の一部を担当する等して、利用者の快適な館内生活の一翼を担う等、社会福祉協議会として一体的に運営するメリットを最大限に活かすことができました。

同じく就労継続支援B型事業所みのりについては、市役所敷地内の除草作業を請け負う等、利用者工賃の向上と地域活動の充実につなげることができました。しかしながら、現在も、感染防止と利用者の安全確保の観点から、全面的なコロナ前の協力ボランティア受け入れが再開できていない状況となっています。

まとめに

1年間を振り返り、長引いた新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され、段階的に通常が戻り始めた年度であったと思います。事務局、福祉センター、みのりともに、コロナが第5類に移行したことにより、円滑な事業の再開が行えたものと思います。保健福祉センターの団体活動室等の利用団体については、適切な管理を行い、利用率の向上に努めました。コロナ禍におけるチェックシート記入等については、令和5年度をもって終了しました。

地区社協の一部においては、リモートによる会議と対面を併用し、現在も実施しています。職員会議については、リモート会議が主流となり、職員の移動時間をなくすことにより、会議開始が早まる等のメリットが出ているため、今後も継続する予定としています。

令和5年度は同感染症が第5類に位置付けられたことにより、国民もウィズ・コロナとして従来のような恐怖を持たずに済むようになりましたが、今後も様々な感染症に対して気を緩めることなく、適切に対処してまいります。**特に地区社協活動については、活動再開が円滑に進み、通常の活動を取り戻せるよう、関係者との連携を強化して、安全を第一に取り組んでまいります。**

職員及び法人体制については、市派遣事務局長の市への帰任後に、正規職員をはじめとするプロパー職員のみでの法人運営となりましたが、令和6年度も5年度同様、業務に支障をきたさぬよう、全職員が一丸となって法人運営の安定とサービスの向上を図り、住民から信頼されるよう努めてまいります。